

岡山工学教育振興会会則

第1条 本会は、岡山工学教育振興会と称する。

第2条 本会の事務局は、岡山市北区津島中3丁目1-1公益財団法人岡山工学振興会内に置く。

第3条 本会は、岡山における工学教育振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 工学教育の充実に関する補助
- 二 工学部関係学生の研修活動、就職情報の整理提供及び教育研究環境の整備等のための補助
- 三 工学関係の学会での学生の活動の支援
- 四 その他、前条の目的を達成するため必要な事業

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者をもって会員とし、次の者でもって組織する。

- 一 普通会员 岡山大学工学部関係の学生の父兄又は保証人
- 二 特別会員 岡山大学工学部関係の教職員等
- 三 賛助会員 本会の事業を援助する法人又は個人
(旧教職員及び卒業生を含む。)

第6条 新たに本会の会員になる者は、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、返還しない。

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-------|-----|------|----|
| 一 会長 | 1名 | 四 監事 | 1名 |
| 二 副会長 | 1名 | 五 顧問 | 1名 |
| 三 理事 | 若干名 | | |

2 前項第1号から第4号までの役員の任期は、2年とする。

第8条 会長は、顧問の推薦により会員の中から工学の振興に関し、理解と経験を有する者をもって充てる。

2 副会長は、会員の中から会長が委嘱する。

3 理事は、会員の中から会長が委嘱する。

4 監事は、会員の中から会長が委嘱する。

5 顧問は、岡山大学工学部長をもって充てる。

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、役員会に出席し、重要事項を審議する。

4 監事は、本会の庶務及び会計を監査する。

5 顧問は、本会の管理運営に関して指導助言をする。

第10条 本会に重要事項を審議するための役員会を設ける。

2 役員会は、会長が招集しその議長となる。

3 役員会は、役員半数以上の出席により成立し、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第11条 本会の事務を処理するための事務局を設ける。

第12条 本会則は、役員会の議を経てこれを変更することができる。

第13条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、役員会の議を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成元年3月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年3月30日から施行する。